

福島県廃棄物処理計画（答申案）の概要

平成 23 年 2 月 21 日

第 1 章 はじめに

1 計画改定の趣旨

「福島県廃棄物処理計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、平成 22 年度までを計画期間として平成 14 年 3 月に策定しましたが、国の動向等を踏まえ、平成 18 年 3 月にこの処理計画を見直し、廃棄物の減量化と適正処理に向け、目標等を定め各種施策に積極的に取り組んできたところです。

その後、循環型社会への転換の更なる推進や、各種法令の改正、県の新総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」や第 3 次県環境基本計画の策定等、廃棄物行政を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、平成 23 年度以降の計画として新たな「福島県廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第 5 条の 2 に基づき国が策定する「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 22 年 12 月 20 日改正、環境省告示第 130 号。以下「基本方針」という。）に則り、廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づき策定した法定計画です。

また、この計画は、福島県環境基本計画に掲げた「循環型社会の形成～めざそう！ごみゼロ社会」の実現を図るための本県の廃棄物対策の基本となる計画であり、市町村が策定する一般廃棄物処理計画と相互に連携・補完しあう関係にあります。

3 計画の期間

本計画の期間は、国の基本方針に基づき、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とします。

第 2 章 本計画の基本目標

本計画においては、地球温暖化対策にも配慮して循環型社会形成を推進するため、県政運営の基本指針として策定された福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」の基本目標である「人がほほえみ、地域が輝く“ほっとする、ふくしま”」を環境の面から実現することを目指した計画である福島県環境基本計画に掲げる次の施策を基本目標とします。

循環型社会の形成～めざそう！ごみゼロ社会

第3章 一般廃棄物の処理

1 一般廃棄物処理の現状

(1) ごみ排出量の現状

県内のごみ排出量は平成18年度以降は減少傾向にあり、平成20年度のごみの排出量は78万2千トンでした。また、1人1日当たりのごみ排出量は、平成19年度以降減少傾向にあり、平成20年度においては、1人1日当たりのごみ排出量は1,036gでした。全国平均と比較すると、平成19年度までは全国平均を下回っていましたが、平成20年度は全国平均を3g上回っています。

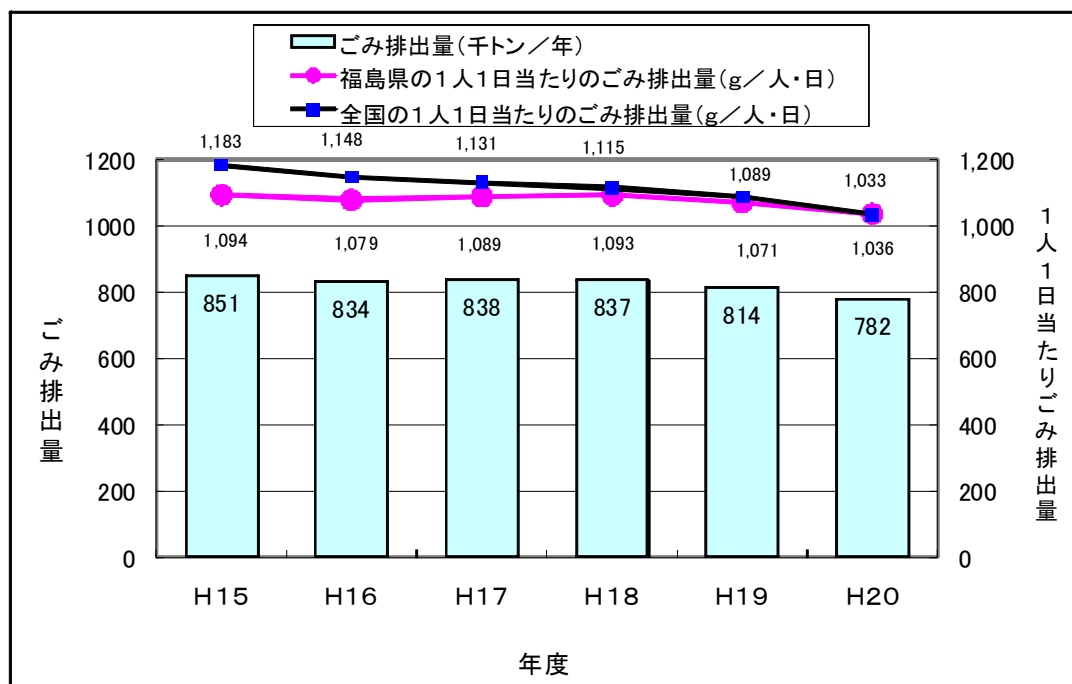


図3-1 ごみ排出量、1人1日当たりのごみ排出量の推移

リサイクル率については、平成15年度以降増加していましたが、平成20年度は前年度を下回り15.5%でした。全国平均は20.3%で、本県の状況はこれを下回っています。

また、1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率ともに、市町村によって大きな差が見られます。

表3-1 リサイクル率の推移

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
福島県 (%)	14.5	14.7	14.9	15.5	16.3	15.5
全国 (%)	16.8	17.6	19.0	19.6	20.3	20.3

注) リサイクル率 = (資源化量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100

最終処分量については、毎年度着実に減少しています。

表 3 - 2 最終処分量の推移

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
最終処分量 (千トン/年)	127	121	120	118	109	98
1日当たりの最終処分量 (トン/年)	347	333	329	324	299	268

(2) 生活排水処理の現状

平成 21 年度末の生活排水処理の状況については、汚水処理人口は1,499,693人、汚水処理人口普及率は73.1%となっています。

表 3 - 3 生活排水処理の状況 (平成 21 年度末)

項目	下水道	農業集落排水施設	合併処理浄化槽	その他	汚水処理人口計	県人口
人 口(人)	987,544	134,402	373,683	4,064	1,499,693	2,051,626
汚水処理人口普及率(%)	48.1	6.6	18.2	0.2	73.1	—

注 1) その他：林業集落排水施設、簡易排水施設、コミュニティ・プラント

注 2) 汚水処理人口普及率：下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等処理施設による整備人口の行政人口に対する割合

2 一般廃棄物の目標達成状況

旧処理計画では、計画目標年度である平成 22 年度において、表 3 - 4 に示す 3 つの指標について目標値を設定しました。

これらの目標値について将来予測に基づく平成 22 年度の予測値と比較すると、1日当たりの最終処分量については目標値を達成する見込みですが、1人1日当たりのごみ排出量とリサイクル率は目標値を達成できない見込みとなっています。

表 3 - 4 ごみ処理の目標値と予測値の比較

項 目	予測値	目標値
	平成 22 年度	平成 22 年度
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	1,022 (972)	978 (930)
リサイクル率(%)	17.1	26.0
1日当たりの最終処分量 (t/日)	211	225

注) 旧処理計画では、「1人1日当たりのごみ排出量」は「計画処理量+直接搬入ごみ量+自家処理量」で設定していました。現在(平成17年度以降)のごみ排出量の定義は、「計画処理量+直接搬入ごみ量+集団回収量」となっています。表 3 - 4 中の () は、旧処理計画における目標値と予測値を示しています。

3 一般廃棄物に関する課題

ごみの減量や適正処理の推進並びに生活排水処理の推進に当たって、以下の課題が

挙げられます。

(1) ごみ処理に関する課題

- ①ごみ排出量の減量、再生利用の推進、最終処分量の更なる削減が必要です。
- ②ごみ処理施設について、既存処理施設の更新時期等を考慮し、計画的かつ効率的な施設整備の推進が必要です。
- ③ごみの不法投棄防止、在宅医療廃棄物や災害廃棄物の適正処理等への対策を進める必要があります。

(2) 生活排水処理に関する課題

- ①水環境保全のため、生活排水を適正に処理した上で公共用水域に放流する必要があります。
- ②生活排水処理施設について、地域の特性に合わせ、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等のそれぞれの特性を活かした効率的な整備の推進が必要です。
- ③生活排水処理施設の能力を発揮させるため、処理方式に応じた施設の適切な維持管理が必要です。

4 一般廃棄物処理に関する目標と方策

(1) 基本方針

一般廃棄物に関する課題を踏まえ、以下の事項を施策の基本方針として取り組んでいくものとします。

ア ごみ処理について

- ①ごみの発生抑制、再生利用の推進、最終処分量の削減の推進
- ②ごみ処理施設の効率的な整備及び適切な維持管理の促進
- ③ごみの適正処理の推進

イ 生活排水処理について

- ①生活排水の適正処理の推進
- ②生活排水処理施設等の効率的な整備の促進
- ③生活排水処理施設等の適切な維持管理の促進

(2) 一般廃棄物に関する目標

ごみの減量をより推進するため、将来予測や国の基本方針における考え方を踏まえ、本県の排出量等の目標値を次のとおりとします。

表 3-5 ごみの排出量等の目標値

項目	平成20年度	平成22年度	平成26年度	平成27年度	
	現状	目標	目標	将来予測	目標
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,036	978	926	964	915
リサイクル率(%)	15.5	26.0	24.5	19.4	26.0
1日当たりの最終処分量(t/日)	268	225	200	209	200

(3) 目標実現のための主な施策

目標実現のため、県は以下の施策に取り組んでいくこととします。

ア ごみの発生抑制、再生利用の推進、最終処分量の削減の推進

- 意識啓発の推進
- 日常生活での取組の推進（マイバッグ、生ごみの減量化など）
- 集団回収の促進
- リサイクル製品の使用促進
- ごみ有料化の取組促進

イ ごみ処理施設の効率的な整備及び適切な維持管理の促進

- 計画的かつ効率的なごみ処理施設整備の促進
- 廃棄物系バイオマス利活用のための施設設置の促進

ウ ごみの適正処理の推進

- 在宅医療廃棄物処理対策の促進
- 災害廃棄物処理対策の促進

エ 生活排水の適正処理の推進

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進
- 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域における窒素・リンを除去する高度処理型浄化槽の設置促進

オ 生活排水処理施設等の効率的な整備の促進

- し尿処理施設について、計画的な更新、改修の促進
- 施設整備において、メタン回収設備、リン回収設備等の導入促進

カ 生活排水処理施設等の適切な維持管理の促進

- 浄化槽法に定める法定検査受検等適正な維持管理の促進

(4) 関係者の役割

目標実現のため、県民、事業者、市町村は、県の行う施策等に積極的に協力するとともに、それぞれの立場で適切な役割分担により取り組んでいくことが重要です。

【県民】ごみの発生抑制、再生利用、分別排出、ライフスタイルの見直し等

【事業者】ごみの発生抑制、減量化、再生利用、適正処理、製品開発段階からのごみの発生抑制等

【市町村】住民の意識啓発、各リサイクル法への対応、ごみ処理施設の整備と適正管理等

第4章 産業廃棄物の処理

1 産業廃棄物処理の現状

平成20年度の産業廃棄物の処理状況は、排出量834万4千トンのうち、422万6千トンが脱水、焼却等の中間処理により減量化されています。再生利用量は、直接再生利用量と中間処理後再生利用量を合わせた331万8千トン、最終処分量は、直接最終処分量と中間処理後最終処分量を合わせた80万トンとなっています。

また、廃棄物の種類ごとの排出量は図4-2、排出量の推移は図4-3のとおりです。

本県においては、県内に多数立地している石炭火力発電所から排出されるばいじんが近年の景気動向により、再生利用される量が減少し最終処分量が増加しているため、県全体の最終処分量が増加傾向にあります。

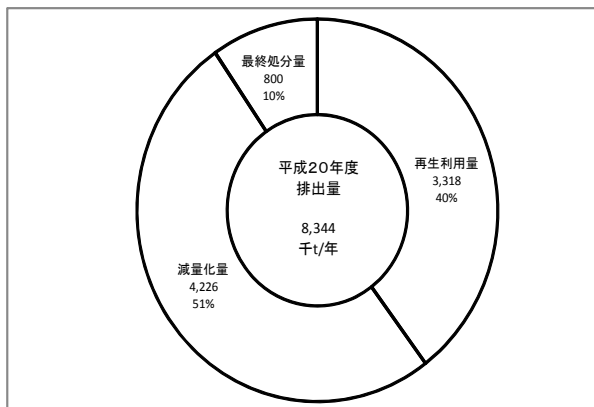


図4-1 産業廃棄物の排出処理状況
(平成20年度)

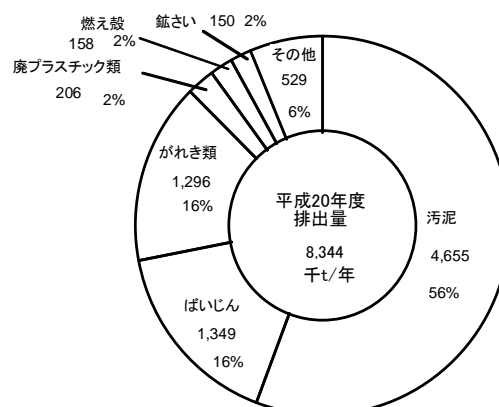
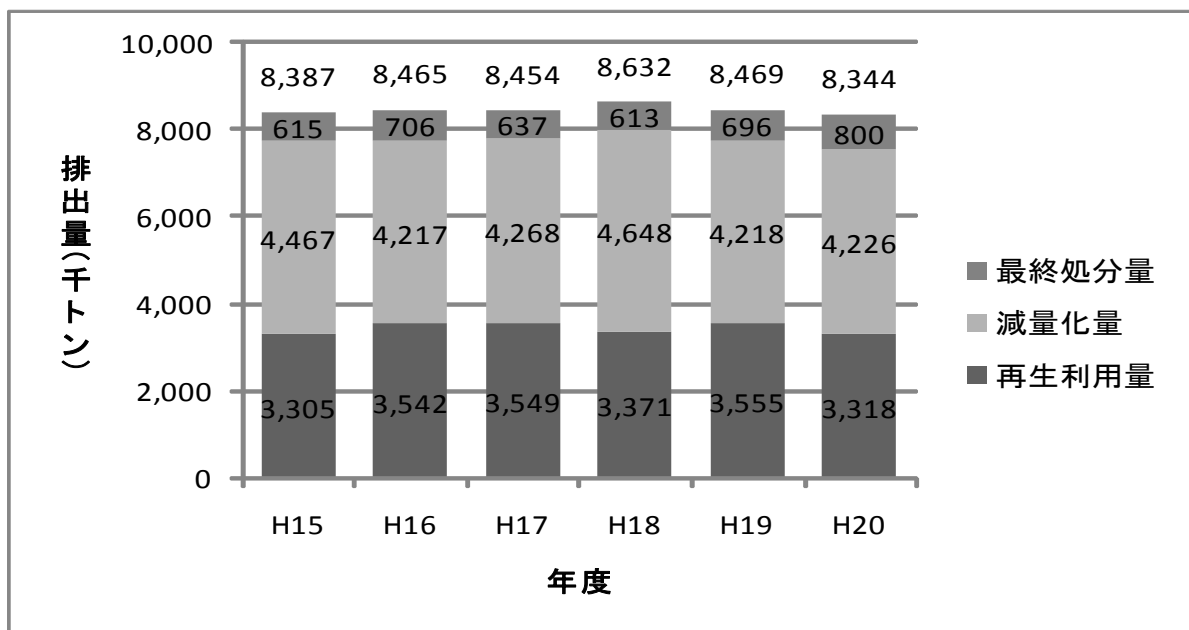


図4-2 産業廃棄物の種類別排出量
(平成20年度)



4-3 産業廃棄物の排出量の推移

2 産業廃棄物の目標達成状況

旧処理計画では、計画目標年度である平成22年度において、表4-1に示す指標について目標値を設定しました。

これらの目標値について将来予測に基づく平成22年度の予測値と比較すると、再生利用量は目標値を達成する見込みですが、排出量、減量化量、最終処分量は目標値を達成できない見込みです。

表4-1 産業廃棄物の排出量等の目標値と予測値との比較

(単位：千t/年)

項目	予測値	目標値
	平成22年度	平成22年度
排出量	8,743	8,514
再生利用・減量化量	7,914 (91%)	7,918 (93%)
再生利用量	3,464 (40%)	3,043 (36%)
減量化量	4,450 (51%)	4,875 (57%)
最終処分量	830 (9%)	596 (7%)

注) ()内は排出量に対する割合を示します。

3 産業廃棄物に関する課題

産業廃棄物の減量や適正処理を推進するための課題として、次の3つが挙げられます。

- ①産業廃棄物の再生利用、減量化の更なる促進が必要です。
- ②不法投棄を始めとした不適正処理の防止や、PCB、アスベスト等の処理困難な産業廃棄物への対応が求められています。
- ③産業廃棄物処理施設への不安感等から、新たな処理施設の整備が進みにくくなっています。

4 産業廃棄物処理に関する目標と方策

(1) 基本方針

産業廃棄物に関する課題を踏まえ、以下の事項を施策の基本方針として取り組んでいくものとします。

- ①産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進
- ②産業廃棄物の適正処理の推進
- ③産業廃棄物処理施設の適切な整備環境の確保

(2) 産業廃棄物に関する目標

ア 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進

産業廃棄物の減量をより一層推進するため、将来予測や国の基本方針における考え方を踏まえて、本県の排出量等の目標値を次のとおりとします。

表 4-2 産業廃棄物の排出量等の目標値

項目	平成20年度	平成22年度	平成26年度	平成27年度	
	現状	目標	目標	予測	目標
排出量（千 t /年）	8,344	8,514	8,311	8,459	8,305
再生利用・減量化率	91%	93%	91%	90%	92%
再生利用率	40%	36%	39%	38%	39%
減量化率	51%	57%	52%	52%	53%
最終処分率	10%	7%	8%	10%	8%

注) 再生利用、減量化、最終処分の各項目については、排出量の変動に左右されない「処理率」を目標値とします。

イ 産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物の適正処理の徹底を図るため、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、監視指導をより一層強化するとともに、不適正処理に対しては迅速かつ厳正な対処を行っていきます。
- PCBやアスベストなどの処理困難な産業廃棄物の適正処理を推進します。また、PCB廃棄物については、県PCB廃棄物処理計画に基づく計画的な処理を推進するとともに、微量PCB廃棄物については、処理施設整備への支援等により、速やかに処理体制を整備します。

ウ 産業廃棄物処理施設の適切な整備環境の確保

- 産業廃棄物処理施設については、民間による整備を原則としたうえで、適正な処理体制の確保を図ります。
- 将来にわたる施設整備を円滑に進めるため、適正処理の推進や積極的な情報公開などにより、県民の理解の促進と信頼の確保を図ります。
- 公共関与による施設整備については、現状では緊急性及び必要性が低いことから、県中地区環境整備センター（仮称）事業は廃止することとし、将来、状況の変化により公共関与の検討が必要となった場合は、整備地域も含め改めて検討します。

(3) 目標実現のための主な施策

目標実現のため、県は以下の施策に取り組んでいくこととします。

ア 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進

- 排出事業者の自主的な取組の推進
- 再生利用等の推進
- 技術開発研究の促進等
- 産業廃棄物税制度の活用

イ 産業廃棄物の適正処理の推進

- 適正処理の徹底
- 不適正処理への対応
- PCB、アスベスト等の処理困難物の適正処理

ウ 産業廃棄物処理施設の適切な整備環境の確保

- 処理施設の適切な整備
- 処理施設への理解の促進
- 低炭素社会への対応

(4) 関係者の役割

目標実現のため、県民や排出事業者、処理業者、市町村は、県の行う施策等に積極的に協力するとともに、それぞれの役割の下で取組を行っていくこととします。

【県 民】産業廃棄物の再生品の積極的な使用等

【排出事業者】排出抑制、再生利用の推進、処理の委託時には委託基準の遵守及び処理状況の確認等

【処理業者】処理の受託時には処理基準の遵守、適正処理、再生利用等の推進、施設の適正な維持管理等

【市町村】産業廃棄物の再生品の積極的な使用等

第5章 廃棄物の不法投棄防止対策

1 産業廃棄物の不法投棄の現状と課題

県内の産業廃棄物の不法投棄の状況は、平成19年度には、不法投棄の件数は3件123トンまで減少しましたが、平成20年度は4件44,018トンと上昇しました。これは、いわき市小名浜地区において発覚した不法投棄事案1件の投棄量が44,000トンと単独案件で全国2位の投棄量であったため、当該分を除くと、不法投棄件数及び量は長期的には概ね減少傾向にあります。

しかし、県内での産業廃棄物の不法投棄は依然として発生しており、今後とも引き続き防止対策に取り組む必要があります。

表5-1 福島県における産業廃棄物不法投棄件数及び投棄量

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
件数	33	25	15	24	3	4
投棄量(トン)	2,441	1,390	796	3,796	123	44,018

注) 産業廃棄物は投棄量が10t以上、特別管理産業廃棄物は全てについての発見数及び量を表します。

2 不法投棄防止のための方策

廃棄物の新たな不法投棄0（ゼロ）を目指し、以下のような各施策に警察、市町村などの関係機関と協力、連携しながら取り組んでいきます。

(1) 普及・啓発

優良な産廃処理業者を育成する各制度の普及啓発や排出事業者への適正処理指導、不法投棄防止の広報活動、地域住民の防止活動支援などに取り組み「不法投棄は絶対にさせない、許さない」気運の醸成に努めます。

(2) 監視（抑止、早期発見）

不法投棄監視員などの人的監視や監視カメラの設置、地域ぐるみでの監視活動支援により、県民総ぐるみで監視の輪が広がるよう努めます。また、スカイパトロールなどの広域的な監視により、県内くまなく監視の目が行き渡るよう努めます。

(3) 広域連携

県域を越えた広域連携による情報共有と共同事業の実施により、広域化している不法投棄に対応していきます。

(4) 現状回復指導

発覚した不法投棄案件については、原因者等に現状回復を速やかに行わせるとともに、刑事、行政上の責任を厳しく追及し、不法投棄をしにくい環境を作っていきます。

第6章 廃棄物の適正処理のためのその他の事項

1 県外産業廃棄物の取扱い

県内における産業廃棄物の適正処理推進のため、中間処理業者及び最終処分業者への県外物の搬入については、県産業廃棄物条例の事前届出制度により、県内で発生した産業廃棄物（県内物）の優先処理体制が確保されるようしていきます。

また、最終処分業者への県外物の搬入割合については、最終処分場の残余年数確保の観点から20%以下を目標としつつ、近年、県内物が減少傾向にある状況も踏まえながら指導していきます。

第7章 進行管理

1 進行管理

本計画の推進のため、毎年、現状の把握と目標に対する達成状況の確認などの評価を行い、その結果を基にして、関係者に適切な対応を促すとともに、各種施策の見直しや新たな施策の検討など、PDCAサイクルによる進行管理を継続的に実施していきます。

2 処理計画の見直し

本計画の目標最終年度である平成27年度には、目標の達成状況や社会経済情勢等の変化を踏まえて新たな計画の策定を行います。

なお、国の基本方針や本計画の各事項等に変化があった場合には、その都度見直しを行います。